

上天草市病院事業が行う公共工事に関する前払金制度要綱

平成24年3月8日病院事業管理者決裁

上天草市病院事業の公共工事に関する前払金制度要綱については、上天草市が行う公共工事に関する前払金制度要綱（平成16年上天草市告示第88号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「病院事業管理者」と、「市」とあるのは「上天草市病院」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。